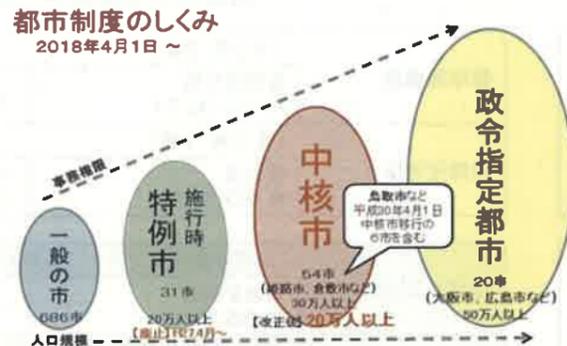


中核市とは

- 政令指定都市に次ぐ人口規模の都市で、都道府県の事務権限の一部を、特例的に市が行うことができる市のことです。
- 人口 **20万人以上**が要件です。鳥取市は特例市であったため、人口が20万人を下回っていても特例措置が適用され、中核市になることができます。
- 全国の中核市の数は54市となります。(2018年4月1日移行予定を含む。)



鳥取市保健所の暫定施設について

鳥取市の保健所は、市役所新本庁舎の整備後、**駅南庁舎**（富安二丁目）を活用して整備します。駅南庁舎は、保健所のほか、保健センターや子育て支援などの窓口を集約することにより、『健康づくりと子育て支援の総合拠点』へと生まれ変わります。市役所新本庁舎が完成し、保健所を駅南庁舎に整備するまでの約**2年間(暫定期間)**、市の保健所は「**暫定施設**」において運営します。

部 門	鳥取県における事務 (～2018年3月)	鳥取市における事務	
		暫定期間 (2018年4月～ 2020年3月頃)	本格稼働 (2020年4月頃～)
福祉保健部門	東部福祉保健事務所(江津)	さざんか会館 2階 (富安二丁目)	駅南庁舎 (富安二丁目)
生活環境部門	東部生活環境事務所(立川)	県東部庁舎 4階 (立川町六丁目)	

※ 生活環境関係の一部の業務（産業廃棄物等）については、本格稼働後は市役所の本庁舎が窓口となる予定です。

【施設・事務所の位置】



【問い合わせ先】 鳥取市 総務部 中核市推進局
TEL (0857)20-3125 FAX (0857)20-3040
Email chukakushi@city.tottori.lg.jp

参考資料

平成30年4月1日
中核市『鳥取市』
誕生！



中核市移行後の新たな窓口・担当課などをお知らせします

平成30年(2018年)4月

中核市『鳥取市』が誕生します！

充実した市民サービスで 魅力と活力あるまち

- ワンストップで迅速なサービスを提供
- 地域のニーズに即したサービスを充実
- 市のイメージアップによる
地域の活性化



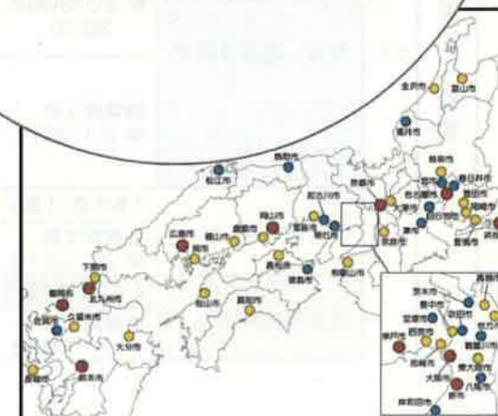
健康づくりと子育てを 応援するまち

- 総合的で質の高い
保健衛生サービスを提供
- 健康づくりと子育て支援の
総合拠点を整備



山陰東部圏域の未来に 向かって発展するまち

- 山陰東部圏域の活性化
- 連携中枢都市圏の形成



鳥取市

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

鳥取県から鳥取市へ移る主な業務と窓口・連絡先

本庁舎	駅南庁舎	さざんか会館	県東部庁舎	下水道庁舎	教育委員会
-----	------	--------	-------	-------	-------

(注) 市の窓口で行っているこれまでの業務は、引き続き担当します。

※ 新設する担当課・係の名称、窓口業務等の一部を変更する場合があります。

福祉・健康・子育て	新設	障がい福祉課	〔駅南庁舎 1階〕 障がい者福祉係 ☎ 20-3474	・民生委員の指導監督、活動支援、定数決定 など
		生活福祉課	〔駅南庁舎 1階〕 生活支援係 ☎ 20-3476	・生活保護受給者が利用する指定医療、介護機関の指定申請等の受付 ・保護施設の設置認可 など
		指導監査課	〔駅南庁舎 地下1階〕 ☎ 20-3846	・老人福祉施設（養護老人ホーム、有料老人ホームなど）、児童福祉施設（保育所、認可外保育施設など）、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者の指定、実地指導、指導監督 など
		子ども家庭課	〔駅南庁舎 1階〕 育成係 ☎ 20-3465	・保育所、幼保連携型認定こども園の設置認可 ・認可外保育施設の届出の受理 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付 など
		総務企画課	〔さざんか会館 2階（富安二丁目）〕 ☎ 22-5163	・保健所事務・事業の総括 ・保健所事務・事業に係る国・県及び関係機関などとの連絡調整など
	新設	障がい者支援課	精神保健係 ☎ 22-5616	・心の健康、精神疾患、精神障がい者についての相談、支援（依存症、ひきこもり、うつ、統合失調症など） ・自死対策
			障がい者支援係 ☎ 22-5647	・身体障害者手帳の認定・交付 ・療育手帳の交付 ・精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神）の認定・交付 など
		（仮称）鳥取市保健所	健康支援課	〔さざんか会館 2階（富安二丁目）〕 医療係 ☎ 22-5691
	感染症・疾病対策係 ☎ 22-5694		・感染症の発生の届出、報告及びまん延防止対策 ・指定難病等の医療費助成や相談、難病患者の支援 ・エイズ等感染症の検査・相談 ・肝炎治療特別促進事業 など	
	健康長寿支援係 ☎ 22-5695		・栄養改善、歯科保健、母子保健 ・不妊検査、不妊治療費等の助成 ・がん対策、認知症対策、糖尿病対策 ・東部保健医療圏地域保健医療計画の推進 ・小児慢性特定疾病医療費助成 など	
新設	生活安全課	食品衛生係 ☎ 20-3677、3678	・食品関係営業許可、営業類似行為開設届出、食品衛生普及啓発 ・食品表示に関すること など	
		動物愛護係 ☎ 20-3675、3676	・飼犬等の管理に関すること ・動物愛護及び管理に関すること など	
生活衛生・環境	新設	環境・循環推進課	産業廃棄物係 ☎ 20-3668、3669、3670	・産業廃棄物処理に関する業の許可、関係者への指導 ・PCB廃棄物の保管・処分の状況に関する届出受理、関係者への指導 ・使用済み物品回収に関する業の届出、放置防止に関する指導 ・自動車リサイクルに関する業の許可、関係者への指導 など
			環境衛生係 ☎ 20-3671、3672	・建築物の衛生環境に係る届出受理や登録、関係者への指導 ・理・美容所、旅館、クリーニング所、興行場などの生活衛生関係の開設届出受理や業の許可、関係者への指導 ・（東部4町分）大気に関する届出受理、関係者への指導 ・（東部4町分）水質、土壌に関する届出受理、関係者への指導 など
	生活環境課	〔本庁舎 1階〕 環境衛生係 ☎ 20-3216	・大気汚染防止法に基づく常時監視・報告 など	
	下水道経営課	〔下水道庁舎 1階〕 庶務係 ☎ 20-3923	・浄化槽保守点検業の登録、浄化槽の設置に係る届出	

都市計画

都市環境課	〔本庁舎 2階〕 景観緑化係 ☎ 20-3271	・屋外広告業の登録・指導・監督
	〔本庁舎 1階〕 建築住宅課 住宅係 ☎ 20-3291	・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録

教育

教育センター	〔鳥取市教育センター（寺町）〕 研修企画係 ☎ 36-6060	・小中学校県費負担教職員の研修
	〔第二庁舎 4階（上魚町）〕 文化財課 保存整備係 ☎ 20-3367	・重要文化財の公開許可、埋蔵物の文化財認定 など

手続きなどご確認ください

★ 既に鳥取県から許可を受けている皆さまへ

鳥取県から鳥取市へ移譲される業務について、平成30年3月31日までに鳥取県知事（東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長）の許可などを受けている場合は、鳥取市長（市保健所長）の許可などを得たものとみなされますので、改めて許可などを受ける必要はありません。

ただし、平成30年4月1日以降に、更新・変更などが必要な場合は、市の担当窓口で手続きを行ってください。

なお、現在、小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの方については、平成30年4月1日付けの受給者証を平成29年度中に鳥取市が発行します。（受給者の方の手続きは必要ありません。）

★ 手数料の支払い方法が変わります

鳥取県の許認可などを得る場合の手数料の支払い方法は、鳥取県の収入証紙による納付でしたが、鳥取市（市保健所等）での手数料の支払いは、現金での支払い（窓口での現金支払い、納入通知書による金融機関での支払い）になります。

なお、業務によっては、引き続き県の収入証紙によって支払う場合もありますので、窓口でお尋ねください。



もう少し教えて！中核市

- Q 鳥取市の人口は20万人を下回っていますが、それでも中核市になれるのですか？
A 鳥取市の人口は、現在20万人を下回っていますが、既に「特例市」（現在は「施行時特例市」と称します。）であったため、地方自治法に定められた経過措置により、平成32年3月末までであれば、その時点で20万人を下回っていても中核市へ移行できます。
中核市の指定を受けた後は、その指定を取り消されることはありません。
- Q 中核市へ移行すると、市の名前や住所、電話番号（市外局番）などに変更はありませんか？
A 中核市へ移行しても、市の名前や住所、電話番号（市外局番）などは、変更ありません。
- Q 中核市へ移行したら、市民・事業者の税金が上がりますか？
A 中核市への移行が原因となって、税金が上がることはありません。
「事業所税」は、人口30万人以上の市のうち政令で指定する市が行うものとされており（地方税法）、中核市への移行とは関係がありません。
- Q 中核市へ移行して、市の財政負担が増えますか？
A 中核市になると、国から交付される地方交付税が増額されるほか、県から市へ権限移譲交付金が支給されます。
これらの歳入により、中核市としての市民サービスの維持・向上を図ります。